

**「佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例の改正に伴う規則の改正」
に寄せられた意見と市の考え方について**

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成25年1月7日から 平成25年1月21日まで	
意見募集結果	意見提出者数	1人
	意見数	1件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの	0件
	原案のとおりとしたもの	1件

(2) 意見の内容と市の対応

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1	<p>児童センターに指定管理者の導入は、佐倉市がこれまで行ってきた施設の直営を放棄する事態となった責任の原因をあいまいにしつつ、運営形態を変更しているに過ぎないことを指摘しておきます。</p> <p>指定管理者を導入するに当たり、とりわけ、児童である生きた人間を管理することを明確に認識し、児童の命の安全を第一に考えた条例改正にするよう下記の内容を明記されるよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育園・児童センター・学童保育所など福祉の分野では、生きた児童を運営管理することを市場原理に任すのではなく、行政の責任を第一として行政運営をすること。 2. よって、基礎的な運営管理を再委託（丸投げ方式）することは、経費の無駄及び責任の放棄になるため、行わないこと。 3. 制度への移管にかかる種々の手続き、移管後の運営管理に関しては情報公開、利用者・住民参画を徹底し、透明性を高めること。 4. 園児・学童の安全確保のための諸施策を完全に実施し、万が一での失敗の無いよう対策をとること。 5. 従って、競争原理が確保され、多様な管理運営のノウハウやアイデアが発揮でき、利用者の満足度に資するシステムであること。 6. 指定管理者がどのような運営管理をしているかモニタリングについては、利用者や市民が参加でき、意見や声が生かされる内容とすること。 7. 事業者の公募や選定は限定せず幅広い範囲から公募すること。また、広報誌に限らずメディアなども利用した多様な方法を行うこと。 	<p>子育て支援施策の向上やより良い保育サービスを提供することが、行政の責任であると考えております。行政と民間がそれぞれの特徴を活かした役割分担の中で、同じ目的を共有するパートナーであることを自覚し、連携・協力しながら、子育て支援施策全体の充実を図ってまいります。</p> <p>制度への移行にかかる手続きや移行後の管理運営については、現在策定中の「児童センター・学童保育所への指定管理者制度導入のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）という。）及び「佐倉市児童センター・学童保育所運営基準」（以下、「運営基準」という。）の中で示し、公表いたします。また、「佐倉市指定管理者制度導入基本方針（第2版）」に基づき、事業者の審査にあたっては原則公開とするとともに、制度導入後の運営内容や成果等については積極的に公表してまいります。</p> <p>安全対策については、運営基準の中で明記し、事故のないよう努めてまいります。</p> <p>利用者の満足度が高まるよう、民間の柔軟な発想や運営のノウハウが生かされている事業者を選定し、事業内容や保育の質の向上を図ります。</p> <p>モニタリングについては、「佐倉市指定管理者モニタリング実施要綱」に基づき、適切に実施してまいります。</p> <p>事業者の公募については、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」やガイドラインにも示しているように、社会福祉法人や民間企業、NPO法人などから広く公募し、多くの事業者に公募情報が届くよう広報を行います。</p>	無